

### V-3 セクシャル・ハラスメントの防止

#### 1. セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数及び内容

付表V-3-1-1 セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数の推移(都)

(単位;上段:人、下段:%)

	合計			男性	女性	
	労働者	使用者	その他			
平成14 (2002)年度	1,287 100.0	826 64.2	371 28.8	90 7.0	465 36.1	822 63.9
平成15 (2003)年度	1,369 100.0	884 64.6	360 26.3	125 9.1	513 37.5	856 62.5
平成16 (2004)年度	2,009 100.0	1,250 62.2	680 33.8	79 3.9	793 39.5	1,216 60.5
平成17 (2005)年度	2,325 100.0	1,434 61.7	812 34.9	79 3.4	881 37.9	1,444 62.1
平成18 (2006)年度	2,556 100.0	1,603 62.7	896 35.1	57 2.2	1,071 41.9	1,485 58.1
平成19 (2007)年度	2,723 100.0	1,622 59.6	1,005 36.9	96 3.5	1,063 39.0	1,660 61.0
平成20 (2008)年度	2,091 100.0	1,346 64.4	598 28.6	147 7.0	743 35.5	1,348 64.5
平成21 (2009)年度	1,895 100.0	1,176 62.1	599 31.6	120 6.3	793 41.8	1,102 58.2
平成22 (2010)年度	1,947 100.0	1,199 61.6	439 22.5	309 15.9	737 37.9	1,210 275.6
平成23 (2011)年度	2,418 100.0	1,588 65.7	661 27.3	169 7.0	890 36.8	1,528 63.2
平成24 (2012)年度	1,707 100.0	1,177 69.0	433 25.4	97 5.7	643 37.7	1,064 62.3
平成25 (2013)年度	1,397 100.0	974 69.7	294 21.0	129 9.2	445 31.9	952 68.1
平成26 (2014)年度	1,162 100.0	803 69.1	254 21.9	105 9.0	456 39.2	706 60.8
平成27 (2015)年度	1,198 100.0	856 73.7	234 20.1	108 9.3	371 31.9	827 71.2
平成28 (2016)年度	1,555 100.0	1,088 70.0	370 23.8	97 6.2	564 36.3	991 63.7
平成29 (2017)年度	1,569 100.0	1,038 66.2	359 22.9	172 11.0	483 30.8	1,086 69.2
平成30 (2018)年度	2,036 100.0	1,397 68.6	527 25.9	112 5.5	640 31.4	1,396 68.6
令和元 (2019)年度	2,099 100.0	1,434 68.3	561 26.7	104 5.0	771 36.7	1,328 63.3

注:「その他」とは、労働者か使用者か不明の場合、無職、社会保険労務士等からの問い合わせなどを指す。

資料:東京都産業労働局「令和元年東京都の労働相談の状況」

付表V-3-1-2 セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容(都)

(単位;上段:人、下段:%)

	合計	対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談	環境型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談	セクシュアル・ハラスメントに関する人事労務管理上の相談	その他・不明
平成17 (2005)年度	2,325 100.0	1,194 51.4	415 17.8	435 18.7	281 12.1
平成18 (2006)年度	2,556 100.0	1,220 47.7	464 18.2	450 17.6	422 16.5
平成19 (2007)年度	2,723 100.0	1,321 48.5	520 19.1	361 13.3	521 19.1
平成20 (2008)年度	2,256 100.0	846 37.5	682 30.2	173 7.7	555 24.6
平成21 (2009)年度	1,927 100.0	429 22.3	752 39.0	111 5.8	635 33.0
平成22 (2010)年度	2,207 100.0	471 21.3	790 35.8	355 16.1	591 26.8
平成23 (2011)年度	2,582 100.0	647 25.1	931 36.1	346 13.4	658 25.5
平成24 (2012)年度	1,872 100.0	461 24.6	720 38.5	287 15.3	404 21.6
平成25 (2013)年度	1,451 100.0	331 22.8	394 27.2	151 10.4	575 39.6
平成26 (2014)年度	1,188 100.0	213 17.9	256 21.5	88 7.4	631 53.1
平成27 (2015)年度	1,375 100.0	216 15.7	511 37.2	152 11.1	496 36.1
平成28 (2016)年度	1,586 100.0	389 24.5	265 16.7	63 4.0	869 54.8
平成29 (2017)年度	1,646 100.0	488 29.6	357 21.7	115 7.0	686 41.7
平成30 (2018)年度	2,172 100.0	806 37.1	374 17.2	104 4.8	888 40.9
令和元 (2019)年度	2,136 100.0	747 35.0	239 11.2	354 16.6	796 37.3

注1:「対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場の地位を利用し、性的関係を強要しそれを拒否した労働者を解雇するなど、性的言動に対する労働者の対応によってその労働者を解雇したり降格や減給などの不利益を負わせるような行為をいう。

注2:「環境型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場にノードポスターなどを掲示し、労働者の就業意識を低下させるなど、性的言動によって労働者の就業環境を不快にさせ女性労働者の就業に支障を生じさせるような行為をいう。

注3:平成20(2008)年度以降については、相談内容が複数の分野にまたがる場合はそれぞれ計上している。

資料:東京都産業労働局「令和元年東京都の労働相談の状況」